

手数料以外の費用が必要になることはありますか？

(情報番号 1405 全1頁)

多くの場合、手続の中で、測量等が必要となりますが、その測量費用等は申請人の方が負担する必要があります。

この費用は、筆界特定の対象土地の形状、地形や筆界点の数等によって決まりますが、事案ごとに異なるので、手数料のように一律に徴収することとはされておらず、測量等に要する実費を納付することとなります。

この費用は、筆界特定の手続開始後、筆界特定登記官がその概算額の予納を命じた段階で予納することとなります。